

加算措置について

上記の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する取組を行う場合には、下記の加算を受けることができます。

①ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合を行った上で、主導的な役割を担う人材確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算。

加算上限:100万円/年 ※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

対象:20ha以上のネットワーク化(協議会等を設置する場合に限る)又は統合を行った協定の農地

取組:主導的な役割を担う人材の確保、農業生産活動等の継続のための取組(担い手等人材確保、高収益作物生産拡大、機械共同利用等)

単価:10,000円/10a(～5ha部分)
4,000円/10a(5～10ha部分)
1,000円/10a(10～40ha部分) ※40ha以上部分は単価適用なし

※ネットワーク化:1つの協議会を設置して、複数の協定で連携すること。

※統合:複数の協定を1つの協定にまとめること。

②スマート農業加算

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算。

加算上限:200万円/年

対象:集落協定農用地

取組:スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組(リモコン式自走草刈機による除草、ドローンによる播種・防除・農薬散布、水管理システムの導入等)

単価:5,000円/10a(地目にかかわらず)



※活用を検討される場合は、下記連絡先に問合せください。

※本記事は、国の現時点での方針を記載した内容であり、今後、変更が生じる可能性があります。

問合せ先

役場山村再生課

☎75-3117

「農地の貸借(利用権設定)」について

農地の貸借を行う場合、これまでは土地所有者と耕作者双方の合意で利用権設定を行い、農業委員会に(意見を)諮ることで成立していましたが、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、令和7年4月から原則として全ての貸借で「農地中間管理機構」を経由することとなりました。

手続き方法等に大きな変更はありませんが、申請様式が変更されていますのでご注意ください。

農地の貸借を希望される人は、役場山村再生課又は農業委員会事務局まで問合せください。

これまでの利用権設定

土地所有者

耕作予定者

令和7年4月以降の利用権設定

土地所有者

農地中間管理機構

耕作予定者

問合せ先

役場山村再生課
農業委員会事務局

☎75-3117
☎75-4121